

地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する重点要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、自己決定・自己責任の下、地域住民が自らの意思によって地域の行政を決定できるようにするとともに、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 真の地方分権改革を実現するため、内閣総理大臣の強いリーダーシップの下、地方分権改革推進委員会の勧告を尊重し、第二期地方分権改革を強力に実行すること。
2. 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図るとともに、役割分担に基づく事務事業の再配分を行うこと。
また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業を地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置及び必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みの構築を図ること。
3. 国等による義務付け・枠付け、関与を廃止・縮小し、都市自治体の条例制定権を拡大すること。
4. 現行の法定受託事務について、地方分権改革の視点から再検討し、自治事務への転換を図るなどの見直しを行うこと。また、法定受託事務はできる限り新設しないこと。さらに、法定受託事務の執行に係る経費については、確実に財源措置を行うこと。
5. 国の出先機関を整理し、国と地方の二重行政を解消すること。
6. 地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、出先機関の廃止等、遅れている自身の行財政改革を断行すること。

7. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充するとともに、税制抜本改革を実施するに当たっては、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系等を構築すること。

また、安全・安心な住民生活を保障するために地方交付税の有する財源調整・財源保障の両機能が充分発揮できるよう、地方交付税総額の復元・増額を継続し、一般財源の充実を図るとともに、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」構想を早期に実現すること。

8. 地方分権改革推進計画の作成に当たっては、地方と十分協議すること。また、計画作成後、速やかに「新分権一括法（仮称）」を制定すること。

9. 地方に関わる事項について、政府と地方の代表者等が協議することにより、地方の意見を政府の政策立案と執行に反映するため、「（仮）地方行財政会議」を法律により設置すること。

10. 道州制のあり方に関する検討に当たっては、特に基礎自治体の権限強化と財源確保を最大限図るなど、第二期地方分権改革の着実な推進を前提とすること。

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくりに関する 重点要望

都市自治体においては、地震や集中豪雨等の大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

(1) 災害時における被害の早期復旧を図るため、特別交付税の算定や地方債の元利償還金における交付税算入率の引き上げ等、災害復旧に係る地方負担に対する所要の財政措置を講ずること。

また、災害の発生メカニズムの解明等、未然防止も含めた自然災害等に対する抜本的な対策を講ずること。

(2) 局地的集中豪雨や突風、竜巻、落雷等、地球温暖化の影響と考えられる異常気象の多発により、大規模な都市型水害等が頻発していることから、ハード面での治水対策に加え、情報伝達システムの整備をはじめとする総合的な水防対策を推進すること。

(3) 災害時に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備等、情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急情報を住民に迅速かつ確実に伝達するためのシステム整備について、財政措置を講ずること。

(4) 災害危険個所を住民に周知するため、ハザードマップの作成及び更新費用にかかる財政措置を拡充すること。

(5) 被災者生活再建支援制度や住宅応急修理制度について、被害の程度に応じた段階的な支援を行うため、被害認定基準運用指針を見直すとともに、支援等にかかる適用要件の緩和や支給限度額の引き上げを行うなど、支援制度を拡充すること。

(6) 災害援護資金貸付金の償還について、借受人及び保証人がともに破産免責された場合を免除対象に加えるなど、償還免除要件の拡大を図るとともに、償還期限の再延長を図るなど、必要な支援措置を講ずること。

(7) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

2. 地震及び火山災害対策の充実強化について

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域を地震防災対策強化地域に指定するとともに、具体的かつ充実した対策を早期に講じること。
- (2) 火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。
また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。
- (3) 地震災害に対する総合的な基本計画の策定や防災対策の強化を図るとともに、地震観測体制、津波観測体制及び緊急地震速報体制の一層の整備充実を図ること。
また、活断層の活動特性を解明するための調査研究を推進すること。
- (4) 庁舎、公民館等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設等の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。
- (5) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、財政措置を拡充すること。
また、住宅の耐震改修に係る所得税の税額控除を延長するなど、税制上の優遇措置を拡充すること。
- (6) 大規模な地震等が発生した場合に孤立する恐れがある中山間地域について、危険箇所の調査及び防災対策を講じるとともに、被害状況の受発信を行える衛星携帯電話の配備や避難所の耐震補強等に対して財政措置を講じること。
- (7) 被災した観光地が地震による風評被害を受けないよう、正確な情報の周知、広報等について適切な対策を講じること。

3. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防・救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。
- (2) 消防防災施設等の整備並びに緊急消防援助隊の設備の整備を促進するため、財政措置を拡充すること。
- (3) 都市自治体に必要な消防団員を確保するため、所要の財政措置を講じるとともに、支援策の充実を図ること。
- (4) 住宅火災発生時における住民の生命・身体への安全確保と防災意識の向上を図るため、住宅用火災警報器の設置に対する財政措置を講じること。

新たな過疎対策法の制定と過疎対策の推進に関する重点要望

過疎地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 過疎地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成等、過疎地域の振興と自立促進を図るとともに、限界集落をはじめとする集落対策等を総合的に推進するため、平成 22 年 3 月 31 日をもって失効する現行の過疎地域自立促進特別措置法に代わる、新たな過疎対策法を制定すること。
2. 新たな過疎対策法においては、過疎地域が森林・農地の維持・管理を通じて担っている土砂災害の防止、水源の涵養、食料の供給、二酸化炭素の吸収、自然環境や景観の保全等の多面的・公益的機能を積極的に評価し、新しい過疎対策の理念を確立するとともに、国土づくりにおける過疎地域の意義と役割を明記すること。
3. 新たな過疎対策法における過疎指定要件については、現行の過疎指定地域を引き続き指定することを基本としつつ、森林、耕作地の面積や高齢者の占める割合等、過疎地域の実情を踏まえた指定要件及び指定単位を設けること。
4. 過疎地域が安全・安心に暮らせる地域として健全に維持され、都市地域と過疎地域が相互に支え合う「持続可能な共生社会」の形成が図られるよう、過疎地域における医療、交通、雇用の確保、農地・森林の保全等の環境対策、教育環境や情報通信基盤等の生活環境基盤の整備、限界集落をはじめとする集落対策並びに都市との交流、人材育成等のソフト事業の支援策等を講じること。
5. 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、過疎関係都市に対する地方交付税による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。
6. 過疎地域において特に重要な財源となっている過疎対策事業債について、必要額を確保するとともに、病院事業債の充当率の引き上げや耐震防災事業、自然エネルギー関連施設整備事業等を対象に加えるなど、対象事業の拡大や要件の緩和を行い、弾力的な運用を図ること。

また、過疎対策事業債の元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。

7. 過疎地域における集落対策、都市との交流、人材の育成、多様な主体の協働による地域づくりを含めたハード、ソフト両面にわたる取り組みを支援するため、過疎市町村に対する新たな交付金や過疎対策基金制度を創設するなど、財政支援の充実強化を図ること。

8. 過疎化や高齢化が進行している、いわゆる限界集落等において、農業、林業、畜産業等の振興及び集落の活性化が図られるよう、積極的な財政措置を講じること。

9. 製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者の当該償却資産の特別償却並びに製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者又は畜産業・水産業を行う個人に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置を引き続き継続すること。

また、新エネルギー関連事業の用に供する設備を新增設した者の当該償却資産を新たに特別償却の対象とすること。

10. 新たな過疎対策法の税優遇対象業種に「農村地域工業等導入促進法」及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の対象業種を加え、対象要件を緩和すること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する重点要望

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、2011年の地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化施策の推進

条件不利地域等における携帯電話の不感の解消、ブロードバンド環境等の情報通信基盤の整備や維持管理に対する財政措置等を充実すること。

また、携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

(1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境整備について、早急に対応を促進すること。

特に、条件不利地域においては、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備・改修など、難視聴地域解消への対策について、市民や都市自治体等に対して財政措置を含め必要な措置を講じること。

また、公共施設のデジタル化に対する支援措置を講じること。

(2) 地上デジタルテレビ放送への移行が円滑なものとなるよう、国民への説明を徹底するとともに、市町村に対し十分な情報提供を行うなど、適切な対応を図ること。

また、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を講じること。

(3) CATVにおいては、アナログ放送視聴時と同様の放送局を視聴できるよう必要な措置を講じること。

また、大量に処分されるアナログ放送対応テレビについて、適切な処理が行われるよう、国の責任において必要な対策を講じること。

都市税財源の充実確保に関する重点要望

真の地方分権のための都市税財政改革を実現するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方交付税総額の復元・増額の継続と機能の充実

平成 22 年度の地方交付税については、地方歳出水準を固定化した「骨太の方針 2006」を見直し、社会保障関係分野に係る財政需要の増大など都市自治体の実態を的確に反映するとともに、地方財政計画の歳出規模を拡大したうえで、地方交付税総額の復元・増額を継続し、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

2. 税制抜本改革による国・地方「5 : 5」の実現と偏在性の少ない税体系の構築

- (1) 税制抜本改革は、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5 : 5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 税制抜本改革を実現するに当たっては、都市自治体が行う生活、福祉、教育などの行政サービスを迅速かつ的確に提供できるよう一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を構築するとともに、地方交付税の法定率の引上げを行うこと。

3. 公債費負担の軽減

公的資金の繰上償還については、財政の健全性を確保し、更なる公債費負担の軽減を図るため、平成 21 年度までの補償金免除繰上償還措置を延長するとともに、対象要件の緩和・拡大を図ること。

4. 国庫補助負担金改革の着実な推進

国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。なお、国庫補助負担金の廃止等に伴う税財政措置を必ず講じること。

5. 直轄事業負担金制度等の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、地方分権改革推進委員会の意見に沿って維持管理費負担金の速やかな廃止などの改善を図るとともに、都道府県事業における市町村負担金や都道府県から市町村に対し一部転嫁されている国直轄事業負担金についても、事前協議の充実等の手続き面の改善だけでなく、都道府県と市町村との役割分担の基本に沿った見直しを行うこと。

経済対策に関する重点要望

累次の経済対策に基づく国・地方を通じた懸命な経済・雇用対策の実施にもかかわらず、依然として経済状況は好転の兆しを見ることができず、出口の見えない経済不況は、国民、市民の生活に深刻な影響をもたらしている。

今般、政府は、さらなる「経済危機対策」を決定し、その裏付けとなる過去最大規模の補正予算により各種施策を強力に実施することとしている。

よって、国は、この経済危機克服に向け、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 官民が一体となった総合的な対策に早急に取り組むために、平成 21 年度補正予算で措置されている「経済危機対策」を可及的速やかに実施できるようにすること。
2. 住民の暮らしの安全安心と地域活力の実現を図るため、都市自治体を実施する雇用の維持・再就職支援対策などの独自の雇用対策、中小企業支援などの地域経済の活性化、農林水産業の担い手確保や地域の再生、医療福祉分野における人材の養成・確保などの取り組みについて、国と地方がより一層連携し、実効あるものとするために必要な措置を講じること。
3. 各種の交付金や基金制度については、都市自治体が自らの裁量と創意工夫を生かし、主体的な事業実施ができる仕組みとするとともに、事業内容等について、的確かつ迅速な情報提供を行うこと。
4. 妊婦健診や出産育児一時金の拡大など補正予算で措置されている事業で後年度も継続的に行うべき施策については、経済対策として一過性のものとすることなく、恒久的な財政措置とすること。

介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
2. 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
3. 介護保険料の特別徴収について、口座振替との選択制を導入することなく、社会保険料控除が適用されるよう対応策を講じること。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度 に関する重点要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度の一本化について

国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。

2. 国保制度における当面の財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

(1) 高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、平成 22 年度以降においても引き続き継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 70 歳から 74 歳の医療費自己負担額の凍結措置終了後のあり方については、住民に混乱が生じることのないよう、国の責任において十分な財政措置等を講じること。

(3) 特定健診・保健指導について

市町村国保に義務付けられる特定健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態に即した十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度について、地域の実態を踏まえ、より円滑な制度となるよう配慮するとともに、保険料の軽減等の特別対策終了後の在り方については、住民に混乱が生じることのないよう、国の責任において十分な財政措置等を講じること。

(2) 制度の見直しを行う場合は、地方の意見や実情を十分に踏まえ、必要な準備期間を設けて対応するとともに、制度見直しに伴う経費や電算システム経費等については、地方へ負担転嫁することなく国の責任において万全の措置を講じること。

福祉施策等に関する重点要望

福祉施策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保対策及び自治体病院等の充実強化について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師・看護師等の不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制の構築等を着実に推進すること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、各種対策に係る十分な財政措置等実効ある措置を早急に講じること。

(3) 自治体病院をはじめ中核病院については、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るとともに、地域住民の安心・安全を守るため、十分な財政措置を講じること。

2. 少子化対策について

(1) 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。

また、次世代育成支援のための包括的な制度を早急に構築すること。

(2) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

(3) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、平成23年度以降も継続するとともに、更なる財政措置等を講じること。

(4) 出産育児一時金の加算等各種経済対策で講じられた措置については、平成23年度以降も継続すること。

3. 障害者施策について

(1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、サービス利用者の公平性に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

(2) 障害者(児)の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、更なる財政措置の充実を図ること。

(3) 障害者施策に関する制度変更については、早期に適切な情報を提供し、十分な準備期間を設け、国民の理解を深めるとともに、都市自治体の意見を踏まえて計画的に実施すること。

また、制度変更に伴う経費やシステムの改修経費等に対して、十分な財政措置を講じること。

4. 生活保護制度について

生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。

廃棄物・リサイクル対策に関する重点要望

近年、各種リサイクル制度の見直しが順次進められてきたが、拡大生産者責任の原則に基づき、自治体に配慮した制度の着実な実施を図るとともに、今後とも継続して検討・見直しを行うこと。

義務教育施策等に関する重点要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設に係る耐震補強事業に対する財政措置の拡充について

(1) 公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。

特に、耐震補強事業に係る補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

(2) 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業については、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進するため、財政措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡大すること。

また、同法改正により耐震補強事業の補助率が引き上げられたが、すでに同事業等を実施した都市自治体に対しても、当該補助率の遡及措置を講じること。

2. 分権型教育の推進について

(1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

(3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進に向け、当面、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

4. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する特別支援教育支援員等の適正配置など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること。

道路整備財源の確保等に関する重点要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備財源を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方の計画的な道路整備のための財源確保について
 - (1) 地方の必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、地方税財源の充実強化を図ること。
 - (2) 「地域活力基盤創造交付金」については、将来にわたり、地方にとって使い勝手の良い制度とするとともに、必要な財源を確保すること。
2. 社会資本整備重点計画における道路の地方版の策定に当たっては、地方の道路整備の実情を十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備が計画的に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえること。
3. 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備に当たっては、地域の実情等を十分勘案するとともに必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
4. 橋梁の長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、対象橋梁の範囲を広げること。また、橋梁の維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

運輸・交通政策に関する重点要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
2. 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
3. 生活交通維持対策について
 - (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通施策を推進するために十分な財政支援の充実を図ること。
 - (2) 地域住民にとって最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線の維持に関する財政支援の充実を図ること。
 - (3) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路維持に関する財政支援の充実を図ること。
4. 港湾・海岸の整備について
 - (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
 - (2) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

また、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
 - (3) 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、国際流通港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。

5. 漂着・漂流ごみ対策について

- (1) 海岸漂着ごみについては、処理体制や管理者責任を法的に明確にするとともに、市町村が適正処理に要した経費に対し十分な財政措置を講じること。
- (2) 海への不法投棄防止のため、国際法上の法制化を図るとともに、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について協議を行うこと。
- (3) 漂流ごみの海上回収を行う専用船舶の配備を充実し、漂流ごみの漂着前回収に積極的に取り組むこと。

農林水産政策に関する重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 米政策の推進について

(1) 一般農家を対象とした稲作構造改革促進交付金については、制度を拡充し、平成 22 年度以降も継続すること。

また、産地づくり対策のための産地確立交付金については所要額を確保するとともに、これら交付金が十分に活用できるような措置を講じること。

(2) 生産調整の実効性を確保するため、加工用米を生産調整対象に加えるなど生産調整実施者にとってメリットが実感できる措置を講じること。

なお、今後の米政策の検討に当たっては、本年度から始まった水田フル活用対策及び中山間地域などにも配慮をしながら、生産農家の経営が成り立つような制度とすること。

(3) 我が国の食料供給力を強化するため、食料自給率・自給力の向上に結びつく新規需要米の流通経路の確立など生産拡大に向けた支援策を講じること。

2. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化について

(1) 配合飼料の価格の上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国産飼料の増産につながる取組を推進すること。

(2) 現行の配合飼料価格安定制度のあり方の見直しを行うなど、畜産・酪農農家の経営支援に向けた抜本的な経営安定対策を推進すること。

3. 中山間地域等直接支払制度については、平成 22 年度以降も継続するとともに、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るため、農地・水・環境保全向上対策などの諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化すること。

4. 森林整備等の推進について

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

5. 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港整備の推進のため、必要な財政措置を講じること。

また、離島漁業再生支援交付金制度については平成 22 年度以降も継続すること。

地域経済の活性化及び消費者行政の充実 に関する重点要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国が打ち出した各経済・雇用就業対策を実効あるものとするため、地方に対する積極的な支援・協力を含め、十分な財政措置等を講じること。
2. 中小企業対策関連施策を強力に推進するとともに、税制の優遇措置や融資制度の拡充など、中小企業への総合的な経済対策を引き続き講じること。
3. 地域経済を活性化するため、農村地域工業等導入促進法に基づく減収補てん措置の延長、企業立地促進法に基づく課税免除の対象拡大など、企業誘致に対する支援措置の充実強化を図ること。
4. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。
5. 消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等が確実にできるよう、都市自治体の実情に応じたその体制整備について必要な財政措置の充実を図ること。